

新型コロナウイルス感染症に係る対策のための予算の確保等を求める意見書

国は、本年 4 月 7 日に神奈川県を含む 7 都府県を対象とした緊急事態宣言を発出したが、その後の新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を受け、同月 16 日に、その対象を全都道府県に拡大させた。

神奈川県は、特に感染拡大の防止の取組を必要とする特定警戒都道府県とされており、その取組として、県民に対しては外出の自粛を、事業者に対しては営業時間の短縮や休業の要請を行っていることから、県内人口流動分析によると緊急事態宣言前よりも駅周辺等における人口が減少しているなど、取組の効果が確認できる一方で、外出の自粛などにより個人消費が落ち込んでおり、さらに緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長されるなど、終わりが見えない状況が続いている。

国は、地方公共団体が行う緊急経済対策に充当するものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 兆円を補正予算に計上したが、今般の緊急事態宣言の延長により、全国の自治体が行う、営業の自粛に協力した事業者への支援策などの緊急経済対策のために必要とする額に対して不足することが明らかである。

本市においても、緊急経済対策として、感染拡大の防止と医療体制の整備、市民生活の安心と雇用対策及び事業者の事業継続の支援のための施策を講ずることとしており、新型コロナウイルス感染症に係る様々な対策を長期間にわたって行うためには、国による継続的な財源の措置が必要である。

よって、国におかれては、地域それぞれが持つ課題の解決に向けた取組の実現に向け、新型コロナウイルス感染症に係る対策のための予算を確保し、十分な財源を措置するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣